

(質問第二十二号) 昭和二十二年八月五日配付

昭和二十二年中古衣類査定價格廃止に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年八月四日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和二十二年中古衣類査定價格廢止に關する質問主意書

一、昨年度まで中古衣類査定價格は無く前内閣により発令せられたる本件は全く惡法にて千差万別の中古衣類を一定の新品の如き査定は全く困難に屬し、事実上不公平なる査定にて賣却者も業者も迷惑する處、誠に甚大なり。

例えは、

この査定價格を惡用すれば竹の子生活者が賣りに來たる場合、事実より十分の一以下の下等品としての査定値にて業者に買上げらるる不利が賣却者側たる一般大衆にある。又、一方業者側は査定價格があまり安いため、仕入値の數分の一に当り、生活困難となり、營業成立せず全國數十萬軒に及ぶ業者は正に死線上にあり。

不当なる中古衣類の査定價格の廢止に付き政府の所信を問う。

右に対する政府の御答弁を書面にて速かに希望する。